



【歴史的風致維持向上地区計画】(第31条等)

伝統工芸品の展示場や、郷土料理店といった歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の立地が可能となる地区計画制度です。

..... **歴史的風致維持向上地区計画** の都市計画決定

土地利用の基本方針を定め、

- ①地域の歴史的風致にふさわしい用途
- ②規模、形態意匠に関する事項
- ③上記の建築物の建築を認める区域を設定

用途地域による制限に関わらず①~③を満たす建築物の建築が可能に(歴史的な建築物を利活用し、新たな担い手等により地域を活性化)

①の歴史的風致にふさわしい用途

お土産物店

②で定める規模、形態意匠

郷土料理店

伝統工芸品の展示場

③の区域

【歴史的風致形成建築物】(第12条~21条)

市町村長が、重点区域内の歴史的な建築物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建築物として指定できます。指定された建築物の増改築、除却等については、30日前までに市町村長への届出が必要です。届出を受け市町村長が必要に応じ勧告、あっせんその他の措置を実施します。当該建築物が文化財であるときは、所有者等は、文化庁長官に管理又は修理に関する技術的指導を求めることができます。

【農用区域内の開発行為の特例】(第23条)

農業用排水路の増改築を行うにあたり、施設が歴史的風致の維持・向上に支障がある場合には、許可できないこととします。

【文化財保護法の規定による事務の特例】(第24条)

重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するもの一部を認定町村の教育委員会が行うことができます。

【都市公園法の特例】(第25条)

認定市町村は、都道府県が公園管理者である都市公園において、公園管理者の権限を代行できます。

【路外駐車場についての占用の特例】(第26条)

都市公園の地下を活用した路外駐車場の占用許可の手続きを簡素化します。

【開発許可の特例】(第28条)

歴史的風致維持向上計画に定められた市街化調整区域内における遺跡に係る歴史上価値の高い楼門その他歴史的風致を形成することとなる建築物の復原を目的とした開発行為については、開発許可を行う際に立地基準に係る審査を省略できます。

【電線共同溝の特例】(第30条)

電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進できます。

無電柱化された道路の事例

【歴史的風致維持向上支援法人】(第34条)

市町村は、住民主導の持続的な取組を支援するNPO法人や一般社団法人・財団法人等を歴史的風致維持向上支援法人に指定することができます。支援法人は、歴史的風致維持向上施設に係る情報提供や整備事業への参加、関連する土地の取得・管理、歴史的風致形成建築物に関する助言等の業務を行うことができます。また、農業用排水施設の管理も可能となります。

【屋外広告物法の特例】(附則第4条)

都道府県の屋外広告物法に基づく条例制定に関する事務について、認定市町村が実施することができます。

屋外広告物規制地域の指定等による屋外広告物の表示の規制イメージ